

1、紙の消費

奈良興福寺大乘院門跡尋尊の記した「大乘院寺社雑事記」には、「仏地院来、対面了、一献給之、檀紙一束、扇一本遣之了、余付衣、」（長禄3年正月4日条）、「井上若狭公参、神妙旨仰之、豊田頼英（下野）参ス、対面、酒井杉原一束、扇一本給之、」（長禄4年正月11日条）等々、門跡に参賀・参上した門徒等へ、「檀紙」・「杉原」などの紙を下した記事が散見される。さらに長禄3年2月晦日条には、

一去正月召遣料紙并扇等事

杉原一束	講問始	同	一束	安位寺殿
同	一束			豊田頼英
檀紙一束	講問始	同	一束	香舜
同	一束			山村胤慶
同	一束			畑
		同	一束	仏地院

（中略）

以上、杉原三束、檀紙十八束三帖、として、尋尊が「講問始」や参賀した門徒等に下行した「杉原」・「檀紙」の下行先と数量が記されている。とりわけ大乘院の前門跡である安位寺経覚へ杉原紙「一束」が贈られている点は注目されよう。これらの記事を一覧するならば、寺院社会において紙が贈答品としてさかんに授受されていた事実が確認されるとともに、「杉原」は粗悪な紙、「檀紙」は良質の紙という通説をめぐる再考の必要を痛感することになる。

また建久7年（1196）東大寺の三論・華嚴宗僧による世親講の創始にあたり、「別当宝寿院僧正、兼日被下之綾被物一重、開眼布施雜紙四百帖計敷、講衆曳之、（中略）以合力之用途、買上紙以添曳、」（「東大寺統要録」仏法篇）とあるように、東大寺別当覚成からの「雜紙四百帖計」と一結衆からの合力により買われた「上紙」が、講衆に「布施」として下行されている。

このように、寺家と寺僧の間で、また寺僧相互で、贈答や布施として紙が授受される事例は枚挙にいとまない。すなわち日常的な教学活動に関わる写経や聖教類の料紙にはじまり、寺院経営に関わる文書の料紙、さらには寺僧の書状に至るまで、寺内で膨大な量の紙が消費されていたことは確かであり、このために紙が寺家・院家・寺僧の許に常備されて

いたはずである。そしてこれらの紙を用いて作成された歴大な文書等の僅か一部が、今日に古文書・古記録・聖教・経巻・典籍類として伝来している。

さてこのような紙の消費を支えるためには、大量の紙の供給が必須とされることは言うまでもない。ところで平安時代中期において東大寺封戸がおかれた諸国のなかで、駿河国から「中男作物紙二千二百張 代米十一石〈張別五合〉」、下野国から「中男作物紙九千三百六十張 代米六石八斗〈張別五合〉」、若狭国から「中男作物紙八百張 代錢八百文」（「東大寺要録」封戸水田章）というように中男作物として紙の寺納が定められていたが、いずれも代米・代錢で納付されることになっていた。また摂津国長洲浜の地子米は、「件所出年貢代寺家三十講捧物紙一千帖也、」（「東大寺続要録」寺領章）とあるように、「捧物紙」の財源とされていた。つまり平安時代中期より、寺封・寺領からの封物・年貢として紙の原物が寺納されたのではなく、寺納された米錢によって紙が購入され、日常的な消費にあてられたわけである。このように考えるならば、平安時代より東大寺で消費された歴大な紙を供給する生産地は、少なくとも東大寺に近い地域に存在し、また紙の流通系路も存在したはずである。中世における紙の生産・流通については、小野晃嗣氏「中世における製紙業と紙商業」（『日本産業発達史の研究』所収）が数少ない掘るべき先行研究であり、紙座を介して流通する「奈良紙」（「雑紙」）の存在に触れられている。そして東大寺を含む南都諸寺において消費された紙の生産・流通について、地域市場のなかで今一度その実態を明らかにする必要がある、これは今後解決すべき課題となる。

2、「書様」と料紙の形態

中世寺院の日常的な経営活動のなかで発給・受給される文書の類は、寺院特有の形式・形態にしたがって起草される場合が多い。寺内における法会・付法・補任や世俗など様々な場において、寺家・院家・寺僧が文書を発給することになるが、文書を一定の形式により起草する手引きとして、いわゆる「書様」が作成された。この「書様」は、特定の目的のもとで作成される文書の形式を集めたものであるが、その他に文書の形態に関わる記事も見られる。

永正15年（1518）興福寺維摩会の豎義に招請された東大寺英憲が草した「維摩会遂業日記」（東大寺図書館所蔵）には、豎者として発給すべき文書の形態に関わる記述が見られる。例えば、豎義論義の主題を豎者が探題に申告する儀式としての「義名付」に先立ち、参上を指示する他寺探題御教書を受けて豎者が探題に送る「返事」は、

返事書様

明日可出維摩会豎義義名之由事、謹承候畢、早可存知候、某（英憲）恐惶謹言、

十二月十四日

英憲（請文）

杉原一枚ニ書之、礼紙用之、立紙上下捻之、表書ハ無之、実名計也、英憲請文ト書之、とあるように、「恐惶謹言」で書止るいわゆる非定形文書としての書状形式をとるものである。この書状形式により「杉原」紙の本紙「一枚」に記した「返事」は、「礼紙」を副えず「立文」（懸紙・封紙）で包み上下を捻封とし、「立文」の裏側に「英憲請文」と記した形態をとるものとされた。また「義名付」にあたり豎者が探題に提出する「二字」・「義名」・「十題」についても、

二字書様

旧記云、杉原二枚重而書之、其上ニ礼紙ヲ卷之、不用立紙也、名字与年号、其間六七行可隔之、名字時墨ヲ取（磨、スル歟、）墨黒ニ書之云々、

伝燈大法師 英憲

永正十五年十二月 日

義名書様

旧記云、杉原二枚重而書之、中ハ引卷テ不封、不用礼紙、立紙卷之、不捻押折也、書様ハ極信ニ一枚ニ広之書之云々、

註進 当年維摩会第四夜豎義所立義名事

声聞賢聖義章 若花巖宗ナラハ断惑義章

因明四種相違義

右、註進如件、

永正十五年十二月 日

豎義者英憲

十題書様

杉原一枚ニ書之、不用礼紙・立紙也、先内明五題、自一問至五問書之、次三行計隔テ因明五題書之、問字無之、別ノ紙ヲ細ク切テ、中ヨリ卷出テ、表ヲ封シテ封字書之、

章云、如地論説○文、此五種相者何等耶、

章云、問曰何故○文、意何、

（下略）

とあり、「義名付」の場において豎者が探題に奉呈する「二字」・「義名」・「十題」の三通の文書は、各々その形態を異にしていることが知られる。すなわち名刺に相当する

「二字」は、「杉原二枚」（本紙・裏紙）に記して、その上を「礼紙」で巻くもので、「立紙」は用いない。また豎義問題の出典を記す「義名」は、同じく「杉原二枚」に記して本紙・裏紙のみで一旦巻いて封を加えず、「礼紙」を巻くことなく、「立紙」を懸け、捻封ではなく折封とした。ところが豎者が「豎義」をおこなう十題の問題を列記した「十題」は、「杉原一枚」に書かれるもので、「礼紙」・「立紙」のいずれも用いず、細く切った紙を巻いて封とすることになっていた。そして「杉原二枚」・「杉原一枚」・「礼紙」・「立文」は、いずれも「折」ではなく「巻」と表現されている点は看過しがたいところである。そこでこれら料紙の形態をまとめるならば、

- ・「返事」：「杉原一枚」＋「礼紙」＋「立紙」（捻封）
- ・「二字」：「杉原二枚」＋「礼紙」
- ・「義名」：「杉原二枚」 ＋「立紙」（折封）
- ・「十題」：「杉原一枚」

ということになり、豎者が探題に発給する四通の文書は、いずれも同一の形態をもたぬことが確認される。しかし各々の形態を変える積極的な理由とその意味については、「維摩会遂業日記」に全く触れられることはない。ただこれらの四通の他に、豎者が発給する文書としての「御請請文」・「捧物送文」は、各々「杉原二枚重而書之、立紙捻之、或押折之」、「杉原二枚重而書之、立紙上下捻之、或押折之、」とあり、「杉原二枚」と「立紙」の組合せとなっている。これらの事例のみでの断言は憚られるが、豎者が発給する書札様の文書の場合、単独で機能する文書としては、【「杉原二枚」（本紙・裏紙）＋「立紙」】を基本的な形態としており、「礼紙」が裏紙・懸紙の代替としての役割をもつと考えるならば、この基本的形態から「返事」・「二字」の変形が生まれるという理解も可能であろう。また「十題」は、本来単独で機能するものではなく、「義名」に付加されるものと考えられる以上、その形態の不完全さも納得できよう。ただし「維摩会遂業日記」は、あくまで維摩会豎義に他寺分として招請された東大寺僧の故実を記したものであり、直ちに一般的な形態を示す論拠にはなりえないことには留意しておきたい。。

ところで興福寺大乘院門跡尋尊は寺務に関わる故実を類聚し、これは後に「尋尊御記」（興福寺所蔵）と呼ばれることになった。この中に、興福寺別当の補任にあたり藤氏長者から別当に発給される「三度長者宣」をうけて、その各々に別当が発給する「請文」の「書様」が記される。

謹請

長者宣

右、去廿九日 長者宣（戌刻）到来候、今日令補興福寺別当事、官牒未到之間、早守先規、且可令沙汰者、謹所請如件、

応永九年五月四日

法印大僧都孝円（請文）

是ハ初度御請文也、強杉原二枚引重テ書之、一枚ニテ礼紙、一枚ニテ立文、表書ハ無之、御位所計也、法印大僧都孝円（請文）如此書テ御前ニ進之、次坊官給之テ退出、第二度 長者宣持参如前、

（中略）

謹請

長者宣

右、去廿九日 長者宣（戌刻）到来候、以法印大和尚位大僧都孝円、宜為諸供別当事、謹所請如件、

応永九年五月四日

法印大僧都孝円（請文）

是ハ第二度御請文也、二枚引重テ書之、無礼紙、一枚立文也、上下押折、位所等無之、次第如先、又第三度 宣持参之、

（中略）

謹請

長者宣

右、去廿九日 長者宣（戌刻）到来候、以法印、孝円、宜為龍門・龍蓋兩寺別当事、謹所請如件、

応永九年五月四日

法印大僧都孝円（請文）

是ハ第二度御請文也、書様等如第二度也、

「三度長者宣」を請けた興福寺別当は、その度ごとに「初度」・「第二度」・「第三度」の「請文」を発給するが、「初度」と「第二度」・「第三度」ではその形態を異にする。つまり「初度」の「強杉原二枚」（本紙・裏紙）を重ねて書いた「請文」は、共紙の「礼紙」と「立文」（＝「立紙」、懸紙・封紙）により包まれており、全て四紙から構成されることになる。ところが「第二度」・「第三度」では、「強杉原二枚」は同じであるが、「礼紙」はなく「立文」のみで包まれており、計三紙から構成される。「礼紙」が加わるか否かにより、厚礼の「初度」に対し、「第二度」以下は相対的に薄礼ということになる。そしてこの別当発給の「請文」においても、【「強杉原二枚」（本紙・裏紙）＋「立

文】が基本的な形態であり、これに「礼紙」を加えることにより丁重さを表現したとも解釈できよう。

このように中世の南都寺院において発給・受給されるいわゆる書札様文書は、本紙・裏紙の「二枚」と「立文」（「立紙」）による文書料紙の使い方を、基本的な形態と考えることは可能であろう。ただし「書様」とその形態は、ささいな理由によって変化をとげることも多々あり、その変化について必ずしも重大な理由が存在したとは言い難いことも確かである。

なお文書料紙は、「強杉原二枚引重テ書之」との文言から明らかなように、二枚一体として用いるものであり、これはすでに田中稔氏により指摘されてきた（同氏「絵巻に見える書状の書き方」等、『中世史料論考』所収）。これらの文書料紙は、「檀紙一束」・「雑紙四百帖」との表現にも明らかなように、一枚ずつではなく「束」・「帖」を単位として保管される（その数量については小野氏前掲書に指摘がある）。これらは天地袖奥を化粧断ちされたものと考えられるが、以下に掲げる某書状（「大乘院寺社雑事記」第三四冊二七丁紙背文書）には、

一雑紙事、相国寺泉都寺（亀泉集證）、此御所之御代官にて候、我らも細々遷入者にて候、何方へも申候てくれ候へと申候、はしきり候ハす候やすき紙廿束、又はしきり候紙十束所用候、（下略）

とあり、「はしきり」つまり化粧断ちされた紙の他に、「はしきり」しない「やすき紙」も流通していたことが窺われるのである。この様に、料紙の形状にも目を向け、その意味について検討を加える必要があることは言うまでもない。

3、紙質と呼称

前述した維摩会豎者の発給する「返事」・「二字」・「義名」・「十題」は、いずれも「杉原」紙に書かれ、また興福寺別当の発給する「請文」は「強杉原」に書かれることになっていた。特定の形式をもつ文書が、特定の紙質と常に対応するとは考えがたいが、文書が寺院社会において占める位置・役割により、その料紙の紙質が決定されたであろうことは容易に想像できる。そこで特定の紙質が用いられる文書形式の事例のいくつかについて触れることにしたい。

興福寺維摩会における豎者発給の文書とは別に、探題を兼ねる興福寺別当が、豎者と問答を行う問者を招請するために発給する「用意廻請」は、「強杉原一枚ニ書之、表巻一枚

豎紙也、」（「尋尊御記」）とあるように、「強杉原」を料紙とする。この「強杉原」は法会に職衆を招請するために発給される「請定」・「廻請」にしばしば用いられており、興福寺心経会においても、「此廻請強杉原一向無之之間、被用鳥子了、」（「大乘院寺社雑事記」文明2年正月12日条）とあるように、「廻請」には「強杉原」を用いることが原則であり、その用意がない場合には代わりに「鳥子」が用いられたという。この「強杉原」が如何なる紙であり、「杉原」とは質的に如何に相違するかについて明らかにするためには、現存する「廻請」等の実物の確認作業を進めねばなるまい。

また興福寺二階堂修正会にあたり、大乘院が二階堂に供与した物品のなかに、

厚紙〈二帖、牛玉料〉 杉原〈一帖、同料〉 杉原〈一帖、五枚、大諷誦料、或雑紙一束也〉

という幾種類かの紙が含まれていた（「大乘院寺社雑事記」文明7年正月12日条）。これらの紙は修正会において摺られる「牛玉」宝印と「大諷誦」文の料紙として用いられたものであり、ここでも「杉原」が多用されていたことが知られる。なお「厚紙」・「雑紙」については、史料上に散見される料紙であるが、それらが「杉原」・「檀紙」・「鳥子」などの異称であるのか、それらとは別の範疇に属するものであるのか、これまた今後の課題である。

ところで「大乘院寺社雑事記」寛正3年7月2日条に、「一伊勢守返花瓶一、卓一、引合十帖到来、」との記事が見られ、しかもこの記事に対応する伊勢貞親の返物注文が、「大乘院寺社雑事記」卷廿一の紙背に現存する。折紙に記されたこの注文には、

（端裏）「大乘院殿参」

花瓶 一〈胡銅〉

卓 一

杉原 十帖

と記されている。つまり貞親の進物を実見したであろう尋尊は、注文に貞親が「杉原十帖」と書いた紙を、わざわざ日記には「引合十帖」と書きつけているのである。「引合」が如何なる料紙であるものか未だ定説はないが、貞親と尋尊による呼称の違いは、この両者が紙質として大きな違いがないことを示唆するものではなかろうか。また「塵添_レ囊抄」には「檀紙ハ陸奥ヨリ始マリケル也、俗ニ引合ト云ハ是也」とあり、さらに江戸時代のものであるが「紙譜」には、「大鷹〈檀紙、引合、大縮、松皮紙〉」・「中鷹〈引合、中縮〉」・「小鷹〈小〔縮カ〕、鬼杉原〉」とあることから、「檀紙」・「引合」・「杉原」は同

質であったということになる。これら同質の紙の相違点であるが、「紙譜」によるならば「縮」の大・中・小ということであり、「貞丈雑記」巻十四の註記、「今京都ニテハ紙ノタケ大キクヨコニシホアリテ厚キヲダンシト云フ、紙ノタケダンシヨリハ小クウスク、タテニシボアルヲ引合ト云ヒナラハセリ、」との説によれば、紙の大きさということになる（ただし伊勢貞丈は「檀紙と引合とは別の紙也、世の人はだんしの一名を引合と云と心得るはあやまり也、」とする）。後世の諸説はあれ、少なくとも室町時代において、「檀紙」と「引合」、「引合」と「杉原」が、紙質としては大きな違いがなかったことは確かなようである。ただしこれら同質の料紙が、何を指標として異なる呼称をもつに至ったのかについては、各々の品質・風格という要因が想定されるわけであるが、その詳細については依然未解決である。

さて「杉原」・「引合」・「檀紙」はおおむね楮紙系の紙であるが、この他に「廻請」の料紙として用いられた「鳥子」がある。この「鳥子」は楮ではなく雁皮を原料として漉かれた紙であり、風合も「杉原」とは異なるものと考えられている。では何故に「強杉原」の代わりに「鳥子」が用いられたのであろうか。料紙の原料をめぐる軽々に断定を下すことはできないが、「醍醐寺文書」に鳥子紙の製法について触れた室町時代成立の史料（73函5号）が伝来する。

（端裏）「鳥子ノ事」

ツクリ鳥子スルヤウ

〈タノ深山木ノハイ也、〉

マキノハイヲアクニタレテ、紙ヲツケテシハラクカミニヒタシテ、ホサスシテソノマ
ハウツナリ、

ここに記される、木灰の灰汁に晒し乾さずに繊維を打つという製法は大いに注目されるところであるが、その繊維が雁皮と断定してよいのかという疑問に、この史料は全く答えるところがない。「強杉原」の代替となる「鳥子」について、雁皮以外の可能性は皆無であるのか否かについては、科学的な分析により確定せねばなるまい。

以上のように、寺院において用いられた紙をめぐる幾つかの問題点について、主に史料に拠りながら列記したわけであるが、これらの問題点の解明を、今後の調査・検討作業を進めるにあたっての課題としたい。